

自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願

令和 8 年 8 月 28 日

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

請願者 全日本自動車産業労働組合総連合会
三重地方協議会 議長 宮端 整吉
三重県鈴鹿市平田町 1 9 0 7



紹介議員

森 英之
櫻井 清蔵
深水 隆司

請



6

【請願趣旨】

昨年末の税制改正大綱においては、ガソリン税・軽油引取税の当分の間税率の廃止や環境性能割の廃止など、長年続いてきた自動車関係諸税の見直しが大きく進展しました。一方で、自動車重量税の当分の間税率は依然として維持されており、さらに電気自動車への重量課税など新たな負担のあり方についても今後の税制改正において結論を得るとされるなど、自動車税制の抜本的な見直しはなお途上にある状況です。

このような中、現行税制の負担軽減（減税）および簡素化を強く要望するとともに、自動車ユーザーに対して新たな負担を求める税負担の付け替えや、新たな課税などの増税論議については慎重であるべきであり、反対の意思を明確に示していくことが不可欠であると考えます。併せて、自動車関係諸税の地方税部分を見直す際には、国税からの譲与措置を前提とするなど、地方税収に影響を与えない形でのユーザー負担軽減策を講じることが不可欠と考えます。

以上の理由から、貴議会において、地方財源に影響を与えないよう国税からの譲与を前提とした自動車関係諸税の見直しについて、国の関係機関に対し下記の内容を求める意見書を提出いただくよう、強くお願い申し上げます。

【請願事項】

「自動車関係諸税の見直し」に関し下記事項に賛同するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

記

1. 自動車重量税における「当分の間税率」の廃止
2. 複雑な燃料課税の簡素化
3. タックス・オン・タックスの解消（消費税の二重課税の是正）
4. 車体課税および燃料課税のいずれにおいても、過重かつ不合理な課税は廃止すること
5. 税の付け替え等によって負担を転嫁しないこと
6. 自動車関係諸税の国税部分について、地方財政に配慮した負担軽減策を講ずること
7. 地方税収に影響を与えないようにすること

自動車関係諸税などの見直しに関する意見書（案）

昨年末の税制改正大綱においては、ガソリン税・軽油引取税に係る当分の間税率の廃止や環境性能割の廃止など、長年の課題であった自動車関係諸税の見直しが大きく前進しました。

一方で、自動車関係諸税については、依然として保有・走行の各段階において８種類に及ぶ税負担が課せられているほか、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や二重課税などの課題が残されています。

自動車関係諸税の簡素化と負担軽減は、地方経済の活性化に資するだけでなく、CASEやカーボンニュートラルの推進を後押しするものであり、「誰もが自由で安全な移動を享受できる社会」の実現にもつながるものと考えます。

以上のような理由から、下記事項の実現について強く要望いたします。

記

1. 自動車重量税における「当分の間税率」の廃止
2. 複雑な燃料課税の簡素化
3. タックス・オン・タックスの解消（消費税の二重課税の是正）
4. 車体課税および燃料課税のいずれにおいても、過重かつ不合理な課税は廃止すること
5. 税の付け替え等によって負担を転嫁しないこと
6. 自動車関係諸税の国税部分について、地方財政に配慮した負担軽減策を講ずること
7. 地方税収に影響を与えないようにすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。